村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第１７号）

２０１０年１月１５日発行



発行者：村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX： 0285-44-5418
E-mail： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H21年第4回定例会(11月30日～12月11日) の報告です。

もくじ

新たな年が始まりました。皆様、健やかにお過ごしでしょうか。幸多き年でありますよう祈念しています。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

12月議会では、庁舎建設基本構想を協議・検討するため庁舎建設特別委員会を設置しました。
また、**H22**年第**1**回定例会から本格実施する委員会制を試みて、殆どの議案を常任委員会付託して審議したので、12月議会としては会期が長くなりました。

昨年は激変の一年でした。秋の政権交代以来、行事が目白押しで、新政権の動きをつぶさに追うことはできなかったけど、不安なニュースは否応なしに飛び込んできます。そんな中、元日付の毎日新聞「**2010**年年頭に さわやかな政治が見たい 主筆菊池哲郎」の記事には、共感しました。

「ドジを踏み悩みながらも一緒に成長していくリーダーを、われわれ自身が育んでいくのが民主主義ではないだろうか」「決められた果実だけを享受するより、決定に参加して一緒に悩み失敗して次善ないしそれ以下の策でも、同意を基本に次の改善を目指す方がいい」、「民主党が政権維持にきゅうきゅうとする姿を見たいと思って我々が多数を与えたのではない。違った顔ぶれで課題に挑戦するさわやかな政治を見たいからだ」。

本年も民主主義と市民自治にこだわって活動して参ります。

一般質問（通告順、敬称略）
目黒民雄・磯辺香代・小谷野晴夫・塚原良子・須藤　勇・秋山幸男・倉井賢一・村尾光子・岡本鉄男の９議員が質しました。

H22年第１回定例会は２月23日～３月19日に予定されています。
詳細は２月中旬以降に議会事務局にお問い合わせください。(☎40－5561)

議会報告＆意見交換会
1月24日(日)13:30～
グリーンタウン・
コミュニティセンター
会議室
報告：村尾
お気軽にお出かけ下さい



この報告を配って下さるボランティアを募集しています。

《審議事項》

諮問第２号	人権擁護委員の候補者の推薦について(角田重治氏:再推薦)	賛成全員	同意
報告第15号	専決処分の報告(自動車破損への損害賠償額)	――――	
議案第76～81号	H21年度会計補正予算(6件) (一般·国保·介護保険·公共下水道·農業集落排水·水道)	賛成全員	可決
82	市議会議員·市長の選挙における公費負担に関する条例改正	〃	〃
83	非常勤職員の公務災害補償等に関する条例改正	〃	〃
84	議会議員の議員報酬等に関する条例改正	〃	〃
85	市長等の給与及び旅費に関する条例改正	〃	〃
86	市長·副市長·教育長の給与の特例に関する条例改正 (給料月額から５％減額措置をH22年8月5日まで延長する)	〃	〃
87	職員の給与に関する条例改正	〃	〃
88	遺児手当支給条例の改正	〃	〃
89	工事請負契約の締結について(地域振興交流施設建築工事)	〃	〃
90	コミュニティセンター友愛館の指定管理者の指定について	〃	〃
91	小山地区広域行政推進協議会の廃止について	〃	〃
92	工事請負契約の締結(地域振興交流施設機械設備工事)	〃	〃
発議第５号	庁舎建設特別委員会設置に関する決議	〃	〃
陳情第２号	日米FTA断固阻止に関する陳情	〃	採択
3	食料の自給力向上と、食の安全·安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正を求める陳情	〃	〃
4	2010年度の年金確保に関する陳情	継続審査	
発議第６号	日米FTA断固阻止に関する意見書案について	賛成全員	採択
7	食の自給力向上と食品表示制度の抜本改正を求める意見書(案)	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

※採決結果は本会議での状況

(諮問·報告·議案第84～87号は本会議にて即決、その他はすべて常任委員会付託·審査後に本会議で採決)

■庁舎建設特別委員会を設置

下野市庁舎建設基本構想等の検討·協議のため

庁舎建設検討委員会からの答申「下野市庁舎建設基本構想」について、市長から「同構想を最大限に尊重し、市としての基本構想としたいので、議会内で協議を」との申し入れを受け、特別委員会を設置して内容を検討することとした。

◆第1回特別委員会(12月18日)

答申内容について協議するには至らなかった。

○合併協議会で2候補地に絞られたが、どんな考えのもとに新たに検討したのか。合併協議会の決定は無視するのか。

→(篠崎副市長)合併協議会結論、2カ所が有力候補地であることは説明したが、納得が得られず、委員会では建設の必要性·財源含め広く検討した。

○合併協議会で費用面から無理とした候補地は取り付け道路を見直し積算根拠を変更して復活させた。執行部の恣意があるのではないか。

→(副市長)委員会の求めに応じて資料提供した。県有地については価格等の資料要求はなかった。

○執行部の案は？

→(川端室長)答申が執行部案であり、議会の意見を聞き加味した上で、パブリックコメントを求める。

→(副市長)あくまでも決定するのは議会。

○合併協議の結果、合併に至ったので、協議会結果を最大限尊重すべきだ。

○建設検討委員会委員に議員も入れるべきだった。

○将来的な人口増(壬生·上三川との合併や道州制導入)を想定したら、合併特例債の期限内の建設である必要はない。

等々の疑問·意見が出され、議会の意思をまとめるにはかなりの時間が掛かりそうな気配だった。

次回は1月12日 13:30～、国分寺庁舎304会議室

議会としても早期に研究すべきと何度か特別委員会設置を提案したが「議会が動くと検討委員会で市民が自由な意見が言えなくなる」と実現せず。「合併協定合意ができたからこそ、合併できた」という事実は重い。

■市長等·議員·職員の期末手当を引下げ

職員給料月額も引下げ　（議案84·85·87号）

人事院勧告に準じて下野市も改定。

《期末手当引き下げ率》		6月	12月	改定後年間
市長等·議員	0.25ヶ月分	0.15	0.10	3.10
職員	0.35ヶ月分	0.20	0.15	4.15

＊H21年6月支給分から実施している。

＊改定後の減額は市長等△83.3万円、
議員△220万円、職員△5441万円

《職員給与引き下げ》

○給料月額：平均0.2％（若年層の下げ幅は小）

○持ち家住居手当：3000円→2500円

＊改定後給料分△410万円、

（平均年間給料:平均年齢43.8才、634.4万→619万円）

■市長選挙での選挙運動用ビラ作成費は公費負担で　（議案第82号）

公職選挙法改正により、地方公共団体の首長選挙では候補者の選挙運動用ビラを頒布できるようになったため、市費による公費負担制度を創設した。

頒布できるビラ:選挙管理委員会に届けた2種以内（長さ29.7㎝×幅21㎝以内）のもの16,000枚

公費負担の限度額:7円30銭×枚数（16,000以内）

頒布方法:新聞折り込み、個人演説会会場、街頭演説の場所、選挙事務所内のみ

公職選挙法では「ビラの作成について無料とすることができる」、施行令で単価の限度額が規定されている。限度額いっぱいに条例化することが果たして妥当なのだろうか？ちょっと疑問が残った。

■道の駅建物（地域振興交流施設）、着工へ

（議案第89·92号）

建物と機械設備の工事請負契約を議決した。

《建築工事》

契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
契約金額	3億8587万5千円（消費税込み）
相手方	増渕·小林特定建設工事共同企業体

《機械設備工事》

契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
契約金額	1億8480万円（消費税込み）
相手方	北斗·スガマタ特定建設工事共同企業体

＊どちらも価格評価では2位だが、総合評価で1位となった。機械設備工事については低入札価格調査を実施。議決対象外だが、電気設備工事は多田·川俣電気共同企業体が1億1500万円で落札した。

《総合評価落札方式入札》

価格点80点、価格以外の評価点20点の配点で評価し、合計点数で落札者を決定。価格以外の評価点の算定方法は市内業者対象(A)·市外業者含む(B)·専門工事(C·D)の4タイプあり、評価項目·配点が少し異なる。Aタイプの評価項目は①工事成績評定、②施工実績、③配置予定技術者の施工経験④技術者数、⑤ISO認証取得、⑥建設業労働災害防止協会加入、⑦災害時等の地域貢献、⑧地域活動実績、⑨施工計画評価、各項目毎に評価基準がある。

■一般会計補正予算、　（議案第76号）

4億0625万円増額して201億2679万円に

【主な歳入】　（単位:万円）

○市税　7,000　（個人退職者分離課税1億／法人現年度分△3000）

○国庫支出金　28,948　（生活保護費負担金7132／障害者自立支援〃4055／地域情報通信技術利活用交付金7000）

○県支出金　3,767

○繰入金　△1,592　○合併特例債　2,410

【主な歳出】

○地域情報化基盤整備事業　1億2475
（ユビキタスタウン構想推進事業国庫補助事業）
- 庁内情報共有システム（統合型GIS）・道路台帳整備　6780（総額1億3000の1/2整備）
- 観光情報等整備1870
- 電子掲示板整備（公共施設9カ所）1980
- ゲリラ豪雨対策アンダー部分·河川カメラ設置（6台）　1802

○基幹系システム管理事業　△2,958
- 新たなシステム導入、ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙで△3,000
- コンビニ収納システム導入業務42

○障害者自立支援事業　7,725

○生活保護費　9,513
（受給数39世帯増加、特に医療費支援増）

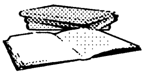
○新型インフルエンザ対策事業　5,787

○市道南1-2号線整備事業　△3,770
（設計変更して幅員を17m→15mに）

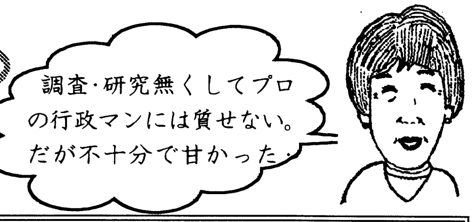
○市道石6105号他2路線歩道整備　1,000

○学校エコ改修事業　8,100
（緑小·国分寺東小·石橋中に太陽光発電装置設置19.5Kwh/基、公共投資臨時交付金活用）

＊執行停止となった子育て応援手当は3月に減額補正。



村尾光子の一般質問



南河内児童館の改善策を求める 外側階段が危ない！安全確保策を

学童保育室が2階なので外側階段は日々利用されている。しかし、手すりには長らく「危ないので触らないで」の下げ札が掛けられたままで、手すりが手すりの役に立っていない状態だ。

> 児童館外側の階段手すりは安全面に問題があり抜本的な改善が必要と思われる。早急に対策を講ずるべきではないか。

【広瀬市長】 H11年4月に開所以来10年以上が経過した。外側木製階段の手すりは、雨ざらしの上、経年劣化が進んでいる。木製部分が外側にネジ止めされているので、寄りかかると外れることも考えられる。全体的な劣化が進んでいるので、大規模な改修を実施するよう検討する。

費用を見積もり、金額によっては年度内に、嵩むようなら新年度当初予算に計上して実施したい。

職員配置の見直しを

> 南河内児童館はコミュニティセンターとの併設ではない上、南河内地区全体の学童保育運営も担う児童館として、職員は位置は不十分で課題がある。創意工夫のもとに適正配置とされたい。

【広瀬市長】 南河内児童館はここでの学童保育室と祇園小、緑小、薬師寺小、吉田東小の各学童保育室の5カ所を管理しているため、館長はじめ児童厚生員、多くの臨時職員を配置している。今後も事業がスムーズに運べるよう、職員を適正配置する。

> **(再質問)** 館長の役割は何か。職員定数削減を進めている折、正職員である1人の館長が児童福祉課に席を置いてすべての児童館を管理し、各館には非常勤の専門職である児童厚生員を数名配置できないか。

【田中保健福祉部長】 館長には決裁権のある主幹等が就いており、2館を兼務している例もあるが、各館に専任で配置されている。児童厚生員の配置は南河内児童館のみである。

最近は臨時職員募集でも保育士有資格者の応募が増えている。また、児童館の主たる事業が学童保育となっている館もあるが、学童の帰宅後の遊び場であり、午前中には乳幼児の親子対象の事業を実施している館もある。これらを踏まえて、意見を参考に関係課と協議する。

《児童福祉法》

第40条　児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設。

《児童福祉施設最低基準》

第38条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者(旧児童厚生員)を置かなければならない。

2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

①児童福祉施設職員養成校の卒業者、②保育士有資格者、③高卒で2年以上児童福祉の仕事をした者、④幼・小・中・高のいずれかの教諭有資格者、⑤大学で心理・教育・社会・芸術・体育の学科を卒業した者で施設の設置者が適当と認めた者

第39条　児童厚生施設における遊びの指導は児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図る。

費用が掛かるとして小手先の修理で済まされてきた。改修の約束を得て、ひとまず安心。

児童厚生員は児童福祉施設最低基準では「児童の遊びを指導する者」と言われているが、専門性を求められる職で、下野市では非常勤特別職の位置づけだ。南河内児童館のみではなく、全児童館に配置すべきではないか。有資格者を臨時職員として採用する場合と非常勤特別職の専門職としてでは責任の重さや仕事のやりがいが違うのではないか。また児童館の対象は0～18歳なので、保育士だけでは対応できない場合も想定される。

それにしても、児童厚生員の『週30時間勤務、報酬月額15万7千円、昇給無し』という労働条件は改善が必要だ。週40時間勤務の職員平均給料月額335,518円(平均年齢42歳、これに諸手当加算)と比較すると愕然とする。

「子どもたちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持つという独自性・自主性・社会性を身につけます。換言すれば、今の教育に最も欠けている自立教育プログラムが、遊びの要素に含まれているのです」(http://www.jidoukan.or.jp から)

児童館はこのように子どもの遊びを保障する場であって欲しい。

公契約のあり方について、一層透明性を高める施策を求める

議決に付すべき契約、財産の取得・処分の範囲の拡大を求める。

【広瀬市長】「市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で規定する金額等は地方自治法及び地方自治法施行令に基づき定めている。県内各市の状況は、宇都宮市を除き本市同様に地方自治法の規定に基づいて規定しているので、今後も現行通りとする。

《地方自治法》

第96条第1項　議会が議決すべき事件を規定

五 政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

八 政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分すること。

《地方自治法施行令》

第121条の2　上記の政令で定める基準は下記の額を下回らない額とする規定。

(別表3,4)	工事・製造請負	財産取得・処分
都道府県	5億円	7千万円 (2万m²以上)
指定都市	3億円	4千万円 (1万m²以上)
市	**1億5千万円**	**2千万円 (5千m²以上)**
町村	5千万円	7百万円 (5千m²以上)

(括弧内は土地の場合の1件の面積)

下野市も地方自治法に従い「予定価格が1億5千万円以上の契約、2千万円以上の財産取得・処分について議決に付すべき」と条例に定めている

合併前は町村の基準に基づき、それぞれ5千万円以上、700万円以上であったが、市になったので突然引き上げられた。つまり、議会でチェックされない部分が増えたということ。

今回の質問は、地方自治法の上乗せ条例としてはどうかとの提案だった。やはり予測通りの答弁、法律を上回るのは無理なのだろうか？

“地方分権”でもこの様に国に縛られることについて、市長はあまり違和感を抱いていないようだが、自治体に裁量権が欲しい。事務量は増加するだろうが、透明性を高めるためにはやむを得ないことだ。議決対象を『請負契約1億円以上、財産取得(物品購入も含む)1千万円以上』としたい。

野田市に続け、公契約条例の制定！

市の直接雇用だけではなく、市との請負契約における事業所での雇用でも、労働者の低賃金による官製ワーキングプアを生み出す恐れがある。千葉県野田市ではその防止策を講じた。入札改革には先進的に取り組んでいる本市だが、一層充実のため条例制定を求めた。

公契約条例を制定されたい。

【広瀬市長】 日本は国際労働機関(ILO)第94号条約を批准しておらず国内法も整備されていない。

ILO第94号条約(公契約における労働条項)

自治体などの公の機関は契約締結に際しては地域の労働条件を調査するとともに賃金や労働時間がその基準を上回るよう明記し、地域の平均的労働条件を切り下げるような契約を行ってはならないと規定。公共工事等の品質確保を図りながら、働く労働者の賃金を確保する制度。

世界58カ国が批准している。

最低賃金法、地方自治法、労働基準法、独占禁止法などの各法律との整合性や条例違反した業者への立入調査・命令・業者指名停止・契約解除などについて業者の理解・協力が必要となる。



この事務量も大幅に増加する。

今後の調査・研究課題とする。

当面、市の入札・契約については現行の最低制限価格、低入札価格調査制度、総合評価落札方式を活用し、公正な取引の秩序を守り、公共工事の品質確保を図っていく。また、地域活性化や経済危機対策のため最低制限価格の一部見直しを行ったように必要に応じて入札制度を改正し、一層透明性、公平性を確保しながら適正な入札執行に努める。

(再質問) 条例制定に至るまでの間、総合評価落札方式の評価項目に、「最低賃金法遵守」を盛り込めないか。

【広瀬市長】 国自体が動くべきで、自治体としてやってよいものか、一自治体では難しいところがあるのではないか。研究する時間が必要だ。

(再質問) 低入札価格調査制度の調査対象となった場合、仕様書の中で賃金がどのように計上されているかのチェックはなされるのか。

また、調査基準の算出基準4項目(直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費)のうち、人件費はどの項目に入るのか。

【篠崎副市長】 低入札価格調査では最低賃金についてのチェック箇所はなく、品質確保の観点からの調査だ。低入札基準価格は市で設定し、下回っ

た場合には一定の調査基準で担当課と管財課がチェックし、クリアすれば「調査済み」という結果が出る。国全体で労働環境の縛りが欠けている。

【広瀬市長】設計単価は単純に物の単価を上積みしたのではなく、様々な要件の中で、労働賃金なども踏まえて算出されている。労働単価の区別が必要かどうかも考えたい。

入札の結果、最低制限価格を下回ったり、低入札価格調査対象となる例は何度かあった。品質確保しながら落札しようと思えば、勢い人件費削減に及ぶだろうことは容易に推測できる。

下野市議会では H18 年第 2 回定例会にて「公共工事における建設労働者の適正な労働条件に関する陳情」を採択し、国へ意見書を提出している。

労働基準法や最低賃金法は労働環境・賃金の最低限の基準を定めたものであり、事業所などはこれ以上となるよう努めなければならないはずだ。これらの監視・監督については労働基準監督署(厚生労働省)があり、労働基準監督官には司法警察官としての職務を行う権限を与えている。

◆　◆　◆

野田市公契約条例には①受注者、下請け業者は市長が定める最低賃金額以上の賃金を支払う、②市長が最低額を定めるときは公共工事設計労務単価(農水省・国交省が毎年度定める額(基準額)を目安とする、③受注者・下請け業者派遣業者らは、関係労働者の賃金が市長が定める最低額を下回ったときには、その差額分を連帯して支払う義務を負う、④適用労働者からの申し出により、担当職員が立入検査等をする、などの定めがある。

野田市条例は、すべての事業者に対して法の上乗せ規制を要求しているのではなく、野田市と契約を結びたい事業者に対してのみ、更なる条件付けをしているのだ。市と契約関係にない事業者に対しては何ら拘束力を持たない。

◆　◆　◆

「公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保するために公契約法が必要である」と野田市根本市長が言うように法整備が必要だと思う。公共工事品質確保法に盛り込むことも可能ではないか。が、国では先に述べたように ILO 第 94 号条約すらまだ批准していない。待てないからこそ市条例制定により地域の労働環境を整え、国への働きかけとするのだ。

とかく経済効率のみで判断しがちな昨今だが、少なくても自治体は、こうした労働者も含むすべての住民が、人としての安定した生活を過ごせるだけの賃金が得られる社会を目指して欲しい。

下野市の入札制度は、入札適正化委員会のみが条例化されており、大方は財務規則及び建設工事等執行規則による。規則は議決対象ではなく、執行部裁量で変更できる。業務委託を含め、契約の基本方針について条例で明確にすることを望む。

環境基本条例制定、環境基本計画策定に早急に着手を！

「総合計画前期計画期間内での制定・策定」が明らかにされているが、実施に向けた取り組みが見えない。市民参画と市民意識醸成をも求められることなので、策定には相当な時間が必要だ。

早急に着手をされたい。どのような手法で取り組むのか。

【広瀬市長】環境行政の根幹をなすもので、重要性は認識している。旧南河内町ではH14年度に環境基本条例を制定し、その後H16年3月の環境基本計画策定まで２年間を要した。この間、事業者・団体代表者・学識経験者・公募委員からなる環境審議会への諮問、ワーキングチームや環境保全推進会議・庁内調整会議での審議・検討がなされた。

総合計画前期計画は 23 年度までなので、基本計画策定には 22 年度から取り掛からなければならない。旧南河内町の例を参考に、市民参画の策定委員会、環境審議会等を設置し、住民アンケートを実施して結果を反映しながら、よりより条例・計画が策定できるよう取り組む。

一方、重要課題としてごみ処理施設リサイクルセンター建設用地取得がある。今年度中に建設候補地検討委員会から答申を受け、22 年度に候補地決定、用地交渉、地元説明会を進めねばならない。これは小山広域保健衛生組合全体に係わる最優先課題だ。

環境基本計画は小山広域ごみ処理施　設基本構想との整合性を図りながら策定する。同時に並行して進めるので、時間的ずれが生じる場合もある。

高齢者も利用できるトレーニング器具設置を

市内の公園・遊園地に高齢者も気軽に利用できるトレーニング器具を設置されたい。

【広瀬市長】医療費抑制効果や高齢者と子どもたちのコミュニケーション向上が得られ、人々の健康志向もあり需要は高い。健康福祉・社会体育と連携して市民の要望を聞き、設置を検討する。

現在、大松山運動公園に 9 基、国分寺東小東側の健康広場に4基設置してある。

特定の場所にまとめてではなく、市内随所に設置して。日常の散歩がてらにちょっと身体を動かすことができるよう、身近な所に欲しい。

高齢者向け健康体操のインストラクターを積極的に養成を

ラジオ体操は 70 歳以上の高齢者には好ましくないと聞く。無理なくできる体操を指導･伝授できる指導者を養成すべきである。

ふれあい福祉運動会などにおいて高齢者向け体操の普及を図る、総合型地域スポーツクラブの活動の一環として養成講座を開設する、など実施できないか。

【広瀬市長】 介護予防事業や健康教室は実施しているが、インストラクターの積極的養成には至っていない。

H20～23年度は高齢者向けエアロビ運動を通して仲間と共に運動を楽しみ地域づくりを実践する栃木県国保連合会モデル事業を実施している。この目標の一つに介護予防の自主活動リーダー養成があるので、修了者が地域の指導者としてふれあい福祉運動会などで活躍できるよう、今後は指導者の育成に配慮して実施する。

現在、グリムの里、夢クラブ国分寺の 2 つの総合型地域スポーツクラブがあり、3 月には元気ワイ･ワイスポーツクラブ南河内が設立予定だ。子どもから高齢者まで、年齢や体力に応じてスポーツを楽しめるよう自主運営されている。今後は高齢者向けの健康づくり事業も実施できるよう検討する。

【篠崎教育次長】 現在、夢クラブ国分寺には気功･太極拳･親子体操などの高齢者向けのメニューがある。3月からの元気ワイ･ワイスポーツクラブ南河内でも高齢者もできる太極拳を含んだ健康クラブ教室が予定されている。

今後、指導者養成についてもプログラムとして取り込めないか、クラブマネージャーや設立準備会に相談する。

ラジオ体操をしっかりやれば良い運動になると思っていたが、負担が大きい体の動かし方も含まれているそうだ。例えば、腰痛予防のための動きのはずが腰痛を誘発してしまうように。体の柔軟性とは個々の筋肉の柔らかさではなく、全身で動く時には体の中心にある腰を動かさなければいけない、だって

～12月定例会で「委員会制」を試行～

議会活性化特別委員会での検討結果より、H22 年第 1 回定例会からの本格実施に向けて、12 月の定例会では試行的に実施した。

①原則的にすべての議案は常任委員会に付託
　補正予算は所管事項毎に分割付託
②1 日 1 委員会の開催、原則公開
③説明は課長が行う。部長は同席
④質疑回数に制限なし、一問一答方式
⑤正副委員長で委員長報告書作成
　（本会議で報告する）
⑥常任委員会の議事録を作成
　（概要版は事務局で作成、正式には業者委託）

委員会付託の前に本会議での質疑があるが、この場合、1 議案につき 5 問、再質疑含め 3 回までとの制約がある(従来通り)。

以上のルールを確認して実施された。

1 日 1 委員会の開催なので所属以外の常任委員会を傍聴でき、結果的に、特に予算案全体の詳細が分かった。自ら質疑できないもどかしさは残るが。委員会審議、結果のまとめに最低 5 日間は必要となりそうだ。従って定例会会期は長くなる。

～併せて議会運営についても見直し～

《一般質問》H22年第1回定例会から実施

①答弁を含め年間 160 分以内、但し 1 定例会は 60 分以内。(現行は答弁含め 1 回 60 分以内)
②質問内容は制限しない。(これまでは原則所属常任委員会所管事項以外)
※傍聴者への一般質問通告書写しの配布については改選後、検討する。

《議会運営委員会》改選後から変更

開催日を、概ね、議会招集日の 7 日前とする。(現行は、概ね議会開催日の 12 日前) これにより、「議運開催日前日正午まで」とされている一般質問通告締め切りが数日遅くなる。

《予算･決算の審査》

現在は常任委員会に分割付託しているが、特別委員会設置の有無、設置する場合の委員の選出方法等については、改選後に検討することとした。

一般質問についての時間短縮は納得できない。60 分あると饒舌になったり、一般質問として適切ではない内容も取り上げる例があるという。だからといって、全体の時間制限はいかがなものか!!

《自主研修報告》

「市民と自治体の新しい関係」(11月15日)

法政大学大学院まちづくり都市政策セミナーから

■川崎市における参加と協働(報告:太田直氏)

●区づくり白書策定事業(93〜96年)

総合計画2010プランに掲げた基本目標の一つ「市民共同のまちづくり」を実体化するため、全7区ごとに市民と区役所職員が協働して、現状の把握、地域課題の発見とその整理、望ましい将来像、実現のための具体的ツールを内容とした「区づくり白書」を策定。また、市民と行政が担うべき責任とその範囲を明確にした上で、合意形成のあり方のモデルも示した。この白書は区民から区長への提言であり、区役所機能強化、区民活動支援コーナー開設へ展開し、白書策定委員会はまちづくり推進組織へ移行した。

●パートナーシップ型事業(98年)

区づくり白書策定の成果を踏まえ、計画策定や事業実施過程における市民参加などの手法をパートナーシップ型に転換する。公·共·私の役割分担を明確にする中で、市民の主体的·自主的な活動への支援を進め、市民や民間企業の活力を活かしたまちづくりを推進することが目的。39事業を選定し、プロポーザル型公募をした。

パートナーシップ事業の7原則：自己確立、相互理解·尊重、目標の共通認識、対等、自己変革、公開、時限性

以来、全区での市民健康の森推進事業、「市民自治創造·かわさきフォーラム」開催(毎年)、市民活動支援指針策定(01年)、市民活動推進基金創設(03年)、かわさき市民活動センター設置(03年)、市民活動支援施策推進会議(庁内、課長クラス)設置、市民公益活動助成制度(04年)、「協働のルール」策定(08年)等々、体系的な施策が展開されている。これらは川崎市自治基本条例(05年施行)にも連動している。

■市民活動側から見た市民活動施策

(報告:かわさき市民活動センター理事長小倉敬子氏)

区づくり白書策定を通してワークショップ手法を習得し、市民の参加形態が変革した。

●市民活動支援指針

推進委員会:指針の具現化、現場の声を反映

場の確保

全市拠点：(財)かわさき市民活動センター

区の拠点；区民活動支援コーナー(委託、指定管理)

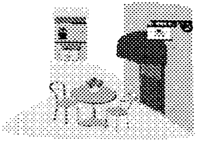
地域拠点：こども文化センター(59中学校区毎)

資金確保：かわさき市民公益活動助成金

総額2000万円、同じ事業で3年間まで、50団体

人材育成：各種講座実施

市民活動を通してボランティアセンターの運営に係わり、現在は財団の理事長として支援する立場。事業費カット、人材不足で運営には苦労されている様子や、協働社会では市民も何かをやらなければダメで、できるところに責任を持つ、リタイアした人達はまちづくり協議会に参加するが実態を知らないため活動に結びついていかず、実活動している人達は忙しくて各委員会等には参加しない傾向がある、規模が大きくなると職員と市民に距離が生ずる、センターでの相談業務が重要だ、等と報告された。



■コミュニティカフェ運営における市民活動推進や支援

(報告:KKイータウン代表取締役斉藤 保氏)

横浜市港南台タウンカフェは2005年に根岸線港南台駅前にオープンしたコミュニティカフェで、まちづくりフォーラム港南·横浜港南台商店会·KKイータウンが共同運営している。

その機能は**カフェサロン**·**小箱ショップ**(レンタル、80ブース)·**貸しスペース**(ミニ教室·コンサート·セミナーなど実施、商談も可)·**地域連携イベント**·**港南台テント村**(委託事業、フリーマーケット)·**まちの事務局**(地域コーディネイト)·**まちの情報発信基地**(地域サイト運営·かわら版発行)と多彩。

また、行政との協働事業として港南区民活動センターブランチの役割も果たしている。イベント「キャンドルナイト」·まち歩きガリバーマップ作成·情報ラック設置は補助事業として実施(補助金140万円)

運営は常勤2名、非常勤5名のスタッフに加えて学生インターン2名、ボランティア15名により、研修生も受け入れている。運営費は年間1800万円、うち人件費は550万円。

カフェサロンの利用料は350円(子ども150円)で飲み物付き、軽食などの販売あり。常連客も多く、利用者同士のコミュニティができている。

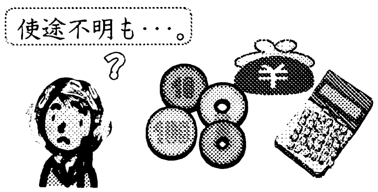
人口は川崎市139万人(7区)、横浜市367万人(18区)、どちらも区の平均人口が20万人、そして人口密度の高い大都会の事例だが、小さな自治体にも共通するテーマがあるようだ。まちづくりには市民の参画が不可欠で、市民もできることを責任をもって担っていく。行政と対等なパートナーとして活動するには何と言っても情報共有が大前提になると思う。職員の熱意も必須。市民も学習しなくては現状把握や分析ができないだろうな。港南台タウンカフェの実践はとても興味深い。

2009年　議員報酬と主な使途

《収　入》

議員報酬	5,447,750円	①
費用弁償	4,000	②
所得税還付金	725,759	③
印刷機使用料	4,189	④
合　計	6,181,698円	

①月額35万円、期末手当3.10ヶ月分（＋役職加算15％）
②社会福祉協議会理事会（市V連代表として）
③2008年分還付金
④実費（印刷ｲﾝｸ0.2円/枚＋ﾏｽﾀｰ30円/枚、用紙は別）で誰でも利用可



《支　出》主なもの　（単位:円）

所得税 836,845円/ 議員共済掛金 765,525/ 住民税 241,200/国民健康保険税 413,100⑤/ 固定資産税 68,000⑥/ 病気･傷害保険掛金 58,000/ 家計へ 840,000⑦/自動車維持費 720,533 ⑧ 印刷機等維持費 202,495 ⑨/議会報告書作成費 44,423⑩/図書･新聞･機関誌 288,040 ⑪/ 事務用品･備品購入 39,370/ 通信費 161,873 ⑫/ 講座参加費 102,100⑬/交通･宿泊費 159,100/団体等会費 88,500/慶弔費 49,325/寄付金 15,000⑭/医療費 34,240

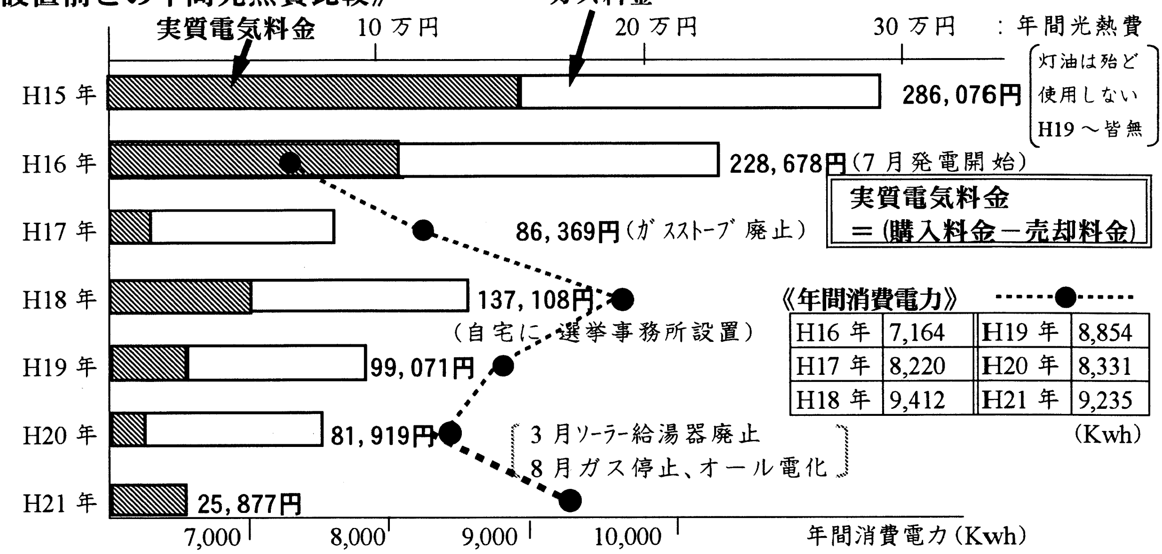
⑤医療分292,400円、後期高齢分69,100円、介護分51,600円　⑥共同名義の自宅固定資産税の1/2負担　⑦光熱費･生活費の一部として月額7万円を負担　⑧購入費の1/5を4年払いで負担、燃料費･車検整備･自動車税･保険料　⑨マスター･インク･印刷用紙購入、修理費、パソコンﾌﾟﾘﾝﾀｰ購入　⑩議会報告書製本･発送作業工賃　⑪日刊 5紙、週刊紙･誌 2、月刊誌 5誌、ほか単行本　⑫主として議会報告書送料と携帯電話通話料　⑬大阪市釜ケ崎（全国革新議員会議）、日光市（地方自治を学ぶ会）、福井市･池田町（自治体学会）、東京（自治体議員行財政自主研究会）など へ。併せて交通費と宿泊費　⑭青少年の自立を支える会、全国DVｼｪﾙﾀｰｼﾝﾎﾟ市民ファンドへ　その他、被服費、懇親会費など。

《村尾太陽光発電所通信》～2004年7月～5.1Kwhの発電システムが稼働～　(2009.12.31 現在)

H21年は消費電力が増加。オール電化に転換、家族の日中在宅が多くなったから？ 11月分から余剰電力売却単価が倍に。

設置以来の総発電量：31, 495Kwh
〃　CO_2削減量：5, 669Kg-CO_2

《設置前との年間光熱費比較》



H16 年	7,164	H19 年	8,854
H17 年	8,220	H20 年	8,331
H18 年	9,412	H21 年	9,235

（Kwh）

《年間発電量と自給率》

＊発電量はお天気次第

自給率＝〔年間発電量 / 年間消費電力〕×100
（％）

	発電量（自給率）		発電量（自給率）
H16 年	527Kwh（37.6 %）（5ヶ月分）	H19 年	6,038Kwh（68.1 %）
H17 年	6,175Kwh（75.1 %）	H20 年	5,769Kwh（69.2 %）
H18 年	5,521Kwh（58.6 %）	H21 年	5,610Kwh（60.7 %）

《行動記録》　**太字は議員としての公的活動**

【10月】1･3･4　赤い羽根共同募金街頭募金活動(市V連)　1 **姉妹都市提携調印式**　3 家庭教育オピニオンﾘｰﾀﾞｰ会ﾙﾋﾟﾅｽさん　4 アンサンブル･ギオーネ20周年記念コンサート（小山市）　5 お茶の間健康クラブ(送迎)　9 下野塾(自然に親しむ会)秋山幸男氏　11 **スポーツフェスティバル**(南河内)　13 ふれあい会食ボランティア　14 市V連執行委員会　15 1.6歳児健診協力(ﾙﾋﾟﾅｽさん)　17 法政大学大学院議員のための政策創造セミナー(東京)　19 お茶の間健康クラブ(送迎)　20 市民人権講座「子育ての中のしあわせ格差を考える」浅井春夫氏　21 母通院付き添い(さいたま市･日立市)　22 更生保護女性会南河内分区視察研修･宇都宮鑑別所　23 市V連研修部会　25 議会報告会　25～26 自治体議員行財政自主研究会「入札制度」菅原敏夫氏(東京)　28 市V連バザー準備/**議会運営委員会/議員全員協議会**　29 国分寺地区ふれあい福祉運動会(市V連)

【11月】1 天平の芋煮会協力･バサー(市V連)　2 庁舎建設委員会傍聴　3 **消防団通常点検**/市民農園祭り/小児虐待防止キャンペーン講演会　5～6 母通院付添(さいたま市･日立市)　7 三輪車耐久レース協力(市V連)　9～10 **議会全体研修**/「議会委員会制について」佐野市/「フードバレー事業･公共交通システムについて」富士宮市　11 市V連広報部会　12 **議会運営委員会**/行革推進委員会傍聴　14 市川房枝記念会女性と政治センター発足記念シンポジウム「女性がつくる地方自治ー民主的ガバナンスの実現に向けて」(パネラー、東京)　15 法政大学大学院セミナー(東京)　16 **経済建設常任委員会**　17 お茶の間健康クラブ(送迎)　18 県家庭教育オピニオンﾘｰﾀﾞｰ連合会研修会･諸富祥彦氏(宇都宮市)　19 **議会運営委員会/議員全員協議会**　20 母通院付添(さいたま市)/ふくしフェスタ準備　21 ふくしフェスタ2009協力(市V連)　22･23 全国シェルターシンポジウム(宇都宮市)　24 **議会運営委員会**/お茶の間健康クラブ(迎え)/議員研修inとちぎ「議会基本条例」(栃木市)　25 **農政対策協議会と議員との懇談会**　26 環境学習会「ナチュラルクリーニング」/**議員全員協議会**　28 市女団連ゆうがおのつどい/男女共同参画講演会　29 学習会「アフガニスタンの現状と私たちにできること」駐アフガニスタン大使 廣木重之氏/下野市九条の会学習会「イラクの子どもたちは今ー劣化ウラン弾の影響」満川博美医師　30～ **議会第4回定例会**

【12月】～11 **第4回定例会/2 一般質問**/4 総務常任委員会傍聴/7 **経済建設常任委員会**/8 教育福祉常任委員会傍聴　5 教育相談研修/子どもの人権情報ネットワーク学習会「改めて子どもの人権を考えるーカリヨン子どもシェルターから」坪井節子弁護士(宇都宮市)　6 栃木県ごみ問題連絡会記念講演会/梶山正三弁護士･元御嵩町長 柳川喜郎氏(那須塩原市)　12 とちぎつばさの会設立30周年記念式典･講演会/上野千鶴子氏(宇都宮市)　13 講演会「100人の村 わたし･たちの絆」池田香代子氏(市V連)　14 母通院付添(さいたま市･日立市)　15 であいふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　16 市V連執行委員会　17 1.6歳児健診協力　18 **議会庁舎建設特別委員会**　20 市民農園腐葉土づくり　21 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ/報告Ｎｏ17編集･印刷(～1/8)　22 市V連理事会　26 自然に親しむ会例会



～あれこれ～　■かねてより願っていた元御嵩町長柳川善郎さんの講演を聴くことができた。産業廃棄物最終処分場計画に絡んで、瀕死の重傷を負いながらも毅然とした態度を崩さず、住民投票を成し遂げ計画凍結に追い込んだ、あの方だ。一見控えめで淡々とした語り口、いったいどこからあの情熱が迸るのだろう？■そこで早速、ご著書「**襲われて 産廃の闇、自治の光**」(岩波書店)を読んだ。「民主主義は手間暇かかる、住民が考え判断するためには徹底した情報提供が必要」等々、日頃私自身が考えていることが、実践されていた。そして、「さまざまな妨害、干渉，圧力の中で整斉粛々と合法的な手続きを踏んで誰にも文句がつけられない結果を出した」と。「住民自治を実現した」と新聞は報じたそうだ。柳川さんの民主主義への熱い想いが、こうした結果を導いたのだ。すごい！感動！■お座なりの住民参画や協働ではなく、真の民主主義や住民自治を実現するうえで、よいお手本になるに違いない。■この地域に住み人々とつながっている実感を持つことが民主主義を成熟させる第一歩なのだろうな。

